

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1. 基金の名称 東日本硝子業厚生年金基金
2. 事務所の所在地 東京都墨田区両国4丁目36番6号
3. 設立事業所の名称及び所在地 市村硝子株式会社 東京都墨田区、岩澤硝子株式会社 東京都墨田区、有限会社泉硝子工業所 東京都墨田区、株式会社池田硝子工業所 東京都千代田区、石井硝子株式会社 東京都渋谷区、株式会社池田硝子 神奈川県横浜市港北区、井尾ガラス株式会社 東京都江東区、株式会社石井商店 東京都文京区、市川真空株式会社 千葉県松戸市、株式会社石垣商店 東京都墨田区、株式会社岸山 東京都足立区、日本硝子産業株式会社 東京都中央区、堀内硝子株式会社 東京都中央区、北海計量器株式会社 東京都文京区、有限会社精工プリント 東京都墨田区、株式会社トーホー 東京都江戸川区、株式会社小出 東京都墨田区、一般社団法人東部硝子工業会 東京都墨田区、全国硝子業健康保険組合 東京都墨田区、柏洋硝子株式会社 東京都港区、株式会社東新理興 東京都文京区、富山科学工業株式会社 東京都中央区、富硝子株式会社 東京都江

東区、セントラル硝子工事株式会社 東京都杉並区、有限会社富田吉蔵商店 東京都墨田区、千代田硝子株式会社 東京都千代田区、株式会社大川硝子工業所 東京都墨田区、株式会社大久保製塲所 東京都墨田区、奥住容器株式会社 東京都墨田区、株式会社太田シャーレー工業所 東京都荒川区、株式会社大塚硝子工業所 東京都墨田区、株式会社小川硝子製作所 東京都墨田区、王子硝業株式会社 東京都千代田区、渡辺器械硝子株式会社 東京都千代田区、有限会社渡辺アンプル製作所 東京都江戸川区、株式会社金子硝子製作所 東京都江戸川区、柏木硝子株式会社 東京都大田区、株式会社河村硝子工業所 東京都北区、有限会社吉澤硝子工業所 東京都墨田区、第一硝子工業株式会社 東京都江東区、株式会社タキナミ 東京都墨田区、田島硝子株式会社 東京都江戸川区、株式会社玉俊工業所 東京都千代田区、玉井工業硝子株式会社 埼玉県鶴ヶ島市、大一光学株式会社 東京都台東区、株式会社大振成型工業所 東京都江戸川区、高橋理科量器工業株式会社 東京都墨田区、株式会社大東ルツボ製造所 東京都葛飾区、株式会社つばさ工房 東京都墨田区、中金硝子株式会社 東京都江戸川区、長濱硝子工業株式会社 東京都小金井市、村瀬硝子株式会社 東京都墨田区、株式会社野崎硝子製作所 千葉県松戸市、株式会社草野科学 東京都墨田区、株式会社蔵持科学器械製作所 東京都台東区、山春硝子工芸株式会社 東京都墨田区、株式会社ヤマダアトマイザー 東京都江戸川区、牧野硝子株式会社 東京都大田区、株式会社マルエイ 東京都墨田区、松田硝子工芸株式会社 東京都江東区、不二硝子株式会社 東京都墨田区、深井硝子株式会社 東京都中央区、株式会社小泉硝子製作所 東京都台東区、光文工業株式会社 東京都品川区、株式会社小島特殊硝子製造所 東京都江東区、寿特殊硝子株式会社 東京都中央区、株式会社神前増埴煉瓦製造所 東京都江戸川区、有限会社光信理化学製作所 東京都豊島区、電気硝子工業会 東京都新宿区、有限会社寺田製作所 東京都北区、東工業株式会社 東京都渋谷区、浅田硝子工業株式会社 東京都江戸川区、株式会社安中特殊硝子製作所 東京都江東区、アサヒ増埴煉瓦製造株式会社 東京都葛飾区、三晃硝子工業株式会

社 東京都葛飾区、三洋硝子株式会社 東京都江戸川区、株式会社坂田特殊硝子製造所 東京都墨田区、齋藤工芸硝子株式会社 東京都江東区、株式会社サンコープリベーション 東京都墨田区、有限会社酒井理化 東京都中央区、有限会社三和アンプル製造所 東京都江戸川区、三省工業株式会社 東京都新宿区、株式会社三陽理化学器械製作所 東京都千代田区、有限会社佐藤製作所 東京都墨田区、共同硝子株式会社 東京都大田区、有限会社業進硝子工業所 東京都江戸川区、株式会社宮本 東京都江東区、株式会社三鈴 東京都台東区、松徳硝子株式会社 東京都墨田区、昭和特殊硝子株式会社 東京都江東区、有限会社正和硝子工業所 東京都江戸川区、株式会社清水硝子 東京都葛飾区、新東科学株式会社 東京都千代田区、平井製罐株式会社 東京都江戸川区、廣瀬硝子株式会社 東京都墨田区、有限会社光プリント 東京都墨田区、関谷理化株式会社 東京都中央区、墨田硝子工業有限会社 東京都墨田区、菅原硝子株式会社 東京都墨田区、合資会社須山硝子製作所 東京都葛飾区、有限会社鈴金工業所 東京都墨田区、須山特殊硝子株式会社 東京都江戸川区、東日本硝子業厚生年金基金 東京都墨田区、イケダガラス株式会社 東京都千代田区、日東光器株式会社 東京都千代田区、ジオマテック株式会社 神奈川県横浜市西区、光ガラス株式会社 秋田県湯沢市、株式会社セイトー 東京都港区、新日本産業株式会社 東京都文京区、株式会社東和光器製作所 東京都台東区、山光レンズ株式会社 東京都荒川区、興栄化学株式会社 東京都品川区、市川鋳業株式会社 東京都墨田区、旭工芸株式会社 東京都江東区、株式会社斉藤硝子製作所 東京都江戸川区、株式会社小林商店 東京都文京区、クオリテックファーマ株式会社 東京都港区、有限会社市瀬硝子工芸 東京都江東区、株式会社高杉製作所 東京都荒川区、トーマス科学器械株式会社 東京都葛飾区、株式会社野木製作所 東京都台東区、須中理化学工業株式会社 東京都北区、株式会社陶芳堂 東京都荒川区、株式会社東亜光学研究所 東京都足立区、A G Cオートモーティブウィンドウシステムズ株式会社 東京都港区、東邦貿易興業株式会社 東京都江戸川区、中央商工株式会社 東京都中央区、株式会社ク

ンコーオブティクス 埼玉県坂戸市、小林硝子株式会社 東京都中央区、小林商事株式会社 東京都江東区、佐藤真空株式会社 東京都品川区、株式会社エス・エフ・シー 東京都千代田区、第一ドリーム株式会社 東京都文京区、西村ガラス株式会社 東京都目黒区、株式会社小平製作所 東京都文京区、株式会社ナガヨ 東京都台東区、株式会社齋藤壘店 東京都千代田区、株式会社齋藤容器 東京都三鷹市、三和フロスト工業株式会社 東京都大田区、日本カレット株式会社 千葉県千葉市美浜区、関根硝子株式会社 東京都墨田区、株式会社ときわ光学 東京都板橋区、豊和産業株式会社 東京都渋谷区、五十嵐医科工業株式会社 東京都文京区、有限会社石井金型 東京都葛飾区、河野光学レンズ株式会社 東京都葛飾区、東海産業株式会社 東京都文京区、株式会社鈴竹 東京都江東区、株式会社宝製作所 東京都板橋区、株式会社長嶋製作所 東京都文京区、株式会社杉山元医理器 東京都文京区、精研硝子株式会社 東京都江東区、東葛工業株式会社 千葉県千葉市美浜区、有限会社トミタ 東京都東久留米市、株式会社八重洲コンタクトレンズ 東京都中央区、株式会社東京エム・アイ商会 東京都中央区、フジトク株式会社 東京都北区、日本理化学器械株式会社 東京都文京区、株式会社トーカイ 東京都世田谷区、耐圧硝子工業株式会社 東京都文京区、玉屋硝子工業株式会社 東京都文京区、株式会社新東洋 茨城県ひたちなか市、株式会社ダイアテック 埼玉県草加市、藤本科学株式会社 東京都千代田区、テクタイト株式会社 東京都墨田区、株式会社タマカネ 東京都杉並区、有限会社松崎興産 東京都大田区、ビー・ジェイ・エル有限会社 東京都中央区、株式会社日本ベテリナリーサプライズ 東京都板橋区、株式会社協立製作所 東京都千代田区、株式会社矢沢科学 東京都文京区、株式会社シマダ器械 東京都文京区、日本板硝子環境アメニティ株式会社 東京都港区、株式会社セムコ 東京都足立区、有限会社奥谷硝子製作所 東京都江戸川区、株式会社スドー 東京都文京区、アルプ株式会社 東京都羽村市、西精機株式会社 千葉県船橋市、株式会社フロンティア 東京都文京区、株式会社クラマタ産業 東京都文京区、株式会社三商 東京都千代田

区、石村硝子株式会社 東京都杉並区、有限会社イースト・フォー 東京都足立区、高野理化硝子株式会社 東京都千代田区、株式会社ステンドライト 東京都江東区、株式会社岩見額縁 東京都荒川区、小林特殊硝子株式会社 東京都豊島区、株式会社ジー・エム・イー・タナカ 東京都墨田区、井桁商事株式会社 神奈川県川崎市幸区、トーヨー総合建材株式会社 東京都荒川区、株式会社はんだや 東京都文京区、SSD株式会社 東京都渋谷区、株式会社アヅマ 東京都港区、株式会社スマイルドラッグ 東京都港区、株式会社信川特殊硝子 東京都墨田区、日本板硝子ディー・アンド・ジー・システム株式会社 東京都台東区、株式会社小野特殊硝子製作所 東京都江東区、菅原工芸硝子株式会社 千葉県山武郡九十九里町、有限会社コーヨリサイクリング 東京都江東区、有限会社ケイエムジー 東京都江東区、株式会社芝浦サンテ 東京都渋谷区、株式会社ヒロミチ 東京都江戸川区、東葛テクノ株式会社 千葉県船橋市、高橋硝子株式会社 埼玉県ふじみ野市、株式会社スガハラコーポレーション 東京都江戸川区、株式会社ビューロマップ 東京都文京区、株式会社ピーテック 埼玉県坂戸市、株式会社ケー・エス・エフ・サービス 東京都江東区、名古屋大久保グラス株式会社 愛知県小牧市、関西大久保グラス株式会社 滋賀県甲賀市、富山大久保グラス株式会社 富山県富山市

4. 解散の理由 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第2項による。

5. 解散認可年月日 平成28年1月27日

平成28年2月17日

東京都墨田区両国4丁目36番6号

東日本硝子業厚生年金基金
理事長 鈴木 竹敏

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第2項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第73号）第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき次のとおり公告します。

1. 清算人氏名 代表清算人 小林 英一
2. 住所 東京都墨田区両国4丁目36番6号

平成28年2月17日

東京都墨田区両国4丁目36番6号

東日本硝子業厚生年金基金
理事長 鈴木 竹敏

平成28年2月17日 水曜日

官 報

(号外第34号)

解散公告(第一回)

当基金は、平成二十八年一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

平成二十八年二月十七日

東京都墨田区両国四丁目三六番六号

東日本硝子業厚生年金基金

代表清算人 小林 英一

平成28年2月18日 木曜日

官 報

(号外第35号)

解散公告(第二回)

当基金は、平成二十八年一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成二十八年二月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

平成二十八年二月十八日

東京都墨田区両国四丁目三六番六号

東日本硝子業厚生年金基金

代表清算人 小林 英一

平成28年2月19日 金曜日

官 報

(号外第36号)

解散公告(第三回)

当基金は、平成二十八年一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(平成二十八年二月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

平成二十八年二月十九日

東京都墨田区両国四丁目三六番六号

東日本硝子業厚生年金基金

代表清算人 小林 英一